

## 加古川市民交流ひろばを使用する市民団体に関する要綱

令和6年2月20日

市民協働部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例（令和3年条例第33号）第5条第1号アに規定する市民団体について、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象)

第2条 市民団体と認定する対象の団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 5名以上の構成員が、自主的かつ主体的に実施する公益的な活動を行うため、加古川市協働のまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）に関与し、活動を行っている団体であることとする。ただし、スタート応援型（学生枠）については、構成員の全てが学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在籍する学生又は生徒をいう。以下同じ。）で構成される団体に限る。
- (2) 団体の運営に関する規約等を定めている団体であること。
- (3) 継続的な活動をしている又は活動をしていく見込みの団体であること。
- (4) 補助事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる団体であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない団体であること。
- (6) 政治及び宗教上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的としない団体であること。
- (7) 営利活動を目的としない団体であること。

2 補助金の区分がスタート応援型（学生枠）に該当するときは前項第3号の規定を、テーマ設定型又は課題解決型に該当するときは同項第7号の規定を適用しない。

(認定方法)

第3条 市長は、補助金を受けようとする団体の代表者に加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）第7条に定める決定の通知を行ったときは、市民団体と認定したものとみなす。

(認定期間)

第4条 市民団体の認定期間は、補助金の交付決定を受けた日から翌年3月31日までとする。

(便宜)

第5条 市民団体は、加古川市民交流ひろば（以下「交流ひろば」という。）の運営に支障のない範囲で、補助事業の実施に関して交流ひろばを使用する場合における使用料の減額を受けることができる。

(変更及び休止)

第7条 市長は、交流ひろばの管理上必要と認めるときは、市民団体の使用する施設及び日時を変更し、又は、使用を休止させることができる。

(認定の取消し)

第8条 市長は、市民団体が次の各号のいずれかに該当したときは、市民団体の認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定を取り消したとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業が完了したとき。
- (5) その他市長が認定を不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和6年2月20日から施行する。